

災害時における

飲料水の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）とキリンビバレッジ株式会社湘南工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他災害が発生した場合において、応急必需飲料水（以下「飲料水」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定を締結する。

（飲料水の範囲）

第1条 飲料水の範囲は、次のとおりとする。

- （1）飲料水
- （2）清涼飲料水

（飲料水調達の要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水の確保が必要であると認めたときは、乙に対し、飲料水の調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する飲料水の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。

（飲料水の価格及び支払い）

第5条 飲料水の引取価格は、災害発生時における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（飲料水の引渡場所）

第6条 飲料水の引渡場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 藤 沢 賢



乙 寒川町倉見1620番地

キリンビバレッジ株式会社湘南工場

取締役工場長 下 見 彬

